

村山市監査委員公告 第 12 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 4 年 9 月 15 日

村山市監査委員 古 瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺 崎 智 広

記

1. 監査の対象

富本小学校、袖崎小学校、富並小学校、葉山中学校

2. 監査の期間

令和 4 年 8 月 18 日から令和 4 年 9 月 15 日

3. 監査の範囲

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月末日までにおける財務に関する事務及び関連事務事業の執行状況

4. 監査の方法

村山市監査委員条例第 4 条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求めた。令和 4 年 8 月 18 日及び同年 8 月 23 日に関係職員から説明を受け、その内容を確認するとともに、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。

5. 監査の結果

次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

◆教育施設の使用料について、減免申請書の提出により減免措置が決定されるべきところ、申請書の收受、決裁など必要な事務処理が行われなまま使用料を減免している。

(富本小学校、袖崎小学校、富並小学校、葉山中学校)

教育施設の目的外使用に関しては、「村山市教育施設使用条例」及び「村山市教育施設使用規則」に則り適正な処理をされるとともに、事務の執行にあたっては、「村山市教育委員会事務決裁規程」、「村山市文書管理規程」、「村山市事務決裁規程」等に基づき適正に執行されたい。